

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

February, 2009

なごみ便り

www.101dog.co.jp

4月  
開講!

# 後継者育成塾

のご案内

2008年版中小企業白書によれば、我が国の中小企業は最近の20年間で約110万社減少しています。

その原因をみると「需要が頭打ち」「競争が激しい」に並んで「**後継者がいない**」ことを理由に事業縮小や廃業を検討する企業が多い実態が浮かび上がってきます。

さらに同書では、日本の将来人口予想において生産年齢人口である15歳～64歳人口が減り、高齢者が増えるトレンドを明らかにしています。経営者の高齢化と後継者不足がこれから先の企業経営にとって大きな課題となり、今よりもかなり厳しい現実が待っていると云わざるを得ないでしょう。

そういった現実と将来に向かって、**株式会社 和**では、日夜、企業の存続と発展に全力を傾ける経営者の方々のお手伝いをさせて頂きたい。そして、さらに経営者の思いを継ぎながら、後継者の方々がその時々々の環境変化の中でさらに会社を存続・発展させ100年企業を作っていく。そんな経営承継実現の為に、この度「**後継者育成塾**」を開講させて頂きます。

対象者：若手経営者・後継者で、積極的に参加・受講する熱意のある方

開催期間：2009年4月～5月

開催日時：毎週火曜日 18:30～21:00

講義回数：全6回

主な講師：税理士法人和 創業者 岡野 正治

講義内容： 後継者の心構え

社長の仕事

会計で会社を強くする

これだけは知っておきたい会社の法務と税務

会社のビジョンを明確にする - 経営計画の作り方・活かし方

場 所：なごみグループ 大阪事務所

定員：5名

受講料：52,500円(消費税込み)

是非ともご参加お待ちしております!

**\* 事業承継税制の改正について \***

平成 21 年度の税制改正により、事業承継税制が大きく変わる予定になっています。

この税制改正が行われる 1 つには、**中小企業廃業の原因である後継者不足**があります。

地域経済の活性化と雇用の確保も目的としていますので、厳しい要件となっていますが、事業承継を円滑にしていくには大変良い改正であると考えられます。ところが現在国会は紛糾状態にあり、具体的な内容が討議されていませんが、現時点で明らかになっている部分について Q&A 方式でお伝えしておきましょう。

Q1：具体的にはどう変わるのですか？

A1：中小企業の後継者が相続又は遺贈により取得した自社株に対する相続税については、80%の納税猶予をする（発行済議決権株式総数の 2/3 以下の限度あり）というものです。現在は 10%の減額措置が採られています。

Q2：この適用を受ける為の被相続人の要件はありますか？

A2：その会社の代表者であった事、及び下記のいずれかに該当する場合

（相続開始時点で代表者である必要はありません）

単独で過半数を保有していた場合

同族関係者と合わせて過半数を保有し、かつ、親族内において筆頭株主となる場合

（この判定には、既に後継者に株式が贈与されている事もあるため後継者は除きます）

Q3：後継者の要件はありますか？

A3：被相続人の親族（配偶者、6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）への相続又は遺贈によるもので、かつ、次の要件を満たす場合

その会社の代表者になる又は代表者である事

相続により取得する株式数と、相続前に保有していた株式数を合わせて過半数を有する場合

同族関係者と合わせて過半数を保有しかつ、親族内において筆頭株主となる場合

Q4：中小企業ならどのような会社も対象になるのですか？

A4：原則として資産管理会社は対象から外されていますが、雇用を有するなど一定の条件に該当する場合は対象になるよう検討されているようです。

Q5：いつから実施される予定なのですか？

A5：税制改正は 21 年度ですが、施行は遡って平成 20 年度 10 月からになる見込みです。

今後も改正内容が変わる可能性がありますので、ご注意下さい。

**詳細については、税理士法人 和 に是非ご相談ください。**

**（文章担当：小川・宮本）**

**～ 利益UP大作戦！！～**

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。

TEL .06-6944-4117